道財政運営の健全化のための給与措置等について

平成24年1月27日

<一般職に係る給与措置>

項目	内容					実施時期
給料の縮減	区分		H24	H25	H26	平成24年4月 1日から平成
	管理職員	課長相当職以上	▲9%	▲ 9%	▲ 9%	27年3月31日 までの間、実施
		主幹相当職	▲9%	▲8.7%	▲8.4%	
	一般職員	下記以外の職員	▲4.8%	▲4.5%	▲4.2%	
		30歳以下の職員	▲ 4%	▲ 4%	▲ 4%	
		I				_
期末・勤勉手当 の縮減	管理職員	≪H24~H26≫ 算出基礎額のうち「役職段階別加算額」を▲1/3				
	一般職員	≪H24~H26≫ 算出基礎額のうち				
管理職手当の 縮減	管理職員	≪H24~H26≫ 管理職手当の支約				
査定昇給の凍結	全職員	≪H24~H26≫ 査定昇給を凍結				
地域手当に係る見直し	地域手当に係る異動保障を廃止					平成24年4月 1日から実施

<特別職に係る給与措置>

項目	内容	実施時期				
給料の縮減	≪H24~H26≫ 知事、副知事等に係る給料の月額の支給額を▲25%~▲10%	平成24年4月 1日から平成				
期末手当の縮減	≪H24~H26≫ 知事、副知事等に係る期末手当の支給額を▲25%~▲15%	27年3月31日 までの間、実施				
退職手当の縮減	≪H24~H26≫ 知事、副知事等に係る退職手当の支給額を▲10%					

[連絡先] 総

総務部人事局人事課給与グループ 主幹 久保 静児 代表電話 011-231-4111 (内線:22-155) ダイヤルイン 011-204-5026